

藤枝西高校 生徒心得

私たちは教育基本法の精神、生徒信条および生徒会規約の趣旨に従って日常の練成に努めよう。

〈教育基本法第1条 教育の目的〉

“教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。”

I 学 習

学習は自主的に計画を立て、それを継続的・能率的に実行し、疑問はあくまでも明らかにしよう。自分の得意とする教科は、どこまでも伸ばすとともに、不得意な教科は、諦めないで必ず一定の水準に到達するまで努力する。

- 1 教科の学習については、進んで担任教師の指導助言を受ける。
- 2 辞書・参考書等を活用して、自主的研究を進める。
- 3 本校図書館を利用して、良書に親しみ教養を高める。

II 学校生活

- 1 生徒は始業5分前までに登校する。
- 2 始業時刻から放課後までは外出してはならない。ただし、必要ある場合はホームルーム担任に届け出て、外出許可証の交付を受けて外出する。

III 諸 願 届

欠席、遅刻、早退、忌引等の場合は次の様な申し出をするとともに、事前にC-learning、その他可能な方法で必ずホームルーム担任に連絡するようとする。

- (1) [欠席] 病気その他やむを得ない理由で欠席するときは、ホームルーム担任に申し出る。ただし、病気又は負傷のため欠席が1週間を超えるときは、医師の診断書を提出することが望ましい。
- (2) 校長の認可のもとに、学校の教育活動の一部として行動した場合は、出席扱いとなる。
ただし、その際の教科の授業は欠課である。
- [欠課] 病気その他やむを得ない理由で欠課をするときは、その都度ホームルーム担任に申し出る。
- [遅刻] 病気その他やむを得ない理由で遅刻をしたときは、入室許可書に必要事項を記入し、ホームルーム担任又は授業担当者に提出する。
- [早退] 病気その他やむを得ない理由で早退するときは、ホームルーム担任の許可を得なければならない。
- [忌引] 忌引するときは、ホームルーム担任に申し出る。ただし忌引日数は次の基準による。

父母	7日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
伯叔父母	1日
曾祖父母	1日
従兄弟姉妹	1日
その他同居する親族	1日

- 6 [退学] 病気又はやむを得ない理由で退学しようとする者は、所定様式による「退学願」をホームルーム担任を経て校長に提出し、その許可を得る。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 7 [休学] 病気又はやむを得ない理由で休学しようとする者は、所定様式による「休学願」に医師の診断書又は理由を証明することのできる書類を添え、ホームルーム担任を経て校長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 8 休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。期間は1年以内とする。
- 9 [復学] 休学中の者が復学しようとするときは所定様式による「復学願」を、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由を添えて校長に提出し、その許可を得なければならない。
- 10 [転学] 転学しようとする者は、所定様式による「転学願」をホームルーム担任を経て校長に提出する。
- 11 保護者が変わったとき、又は生徒およびその保護者に住所の変更、改名があったときは、所定様式による「身上変更届」と身分証明書を添えて、ホームルーム担任を経て校長に提出する。

IV 礼 儀

- 1 高校生としての品位をもって行動する。
- 2 会合や儀式に列するときは、秩序を保ち静粛にする。
- 3 校外においてもお互いに挨拶する。

V 校外生活

校外生活は各自の環境の中にあって、個性を伸ばす最良の機会であるから、常に高校生としての本分をわきまえて校風の発揚と自己の修養に努めよう。特に長期休暇中は、社会性を十分伸ばすために単なる休養や安逸に陥らず、計画を立てて規律正しい生活を送るようにしなければならない。

- 1 原則として夜間の外出はしない。(午後9時を目安に帰宅すること)
ただし、やむを得ない場合は保護者同伴のこと。
- 2 不健全な飲食店、喫茶店、娯楽場に入りしてはならない。
- 3 地域祭典に参加をする場合は、学校に届け出ること。
- 4 外泊はしない。やむを得ない場合は、必ず双方の保護者間の連絡を取り合い、承諾を得ること。
- 5 長期休暇に際しては、計画表を中心として生活をする。
- 6 校外で事故が生じた時は、直ちに学校へ連絡をしなければならない。
- 7 交通道徳を守る。
- 8 原則として、次に示す以外に運転免許を取ってはならない。

(普通自動車免許)

- (1) 3年生就職内定者は、第2学期期末テスト終了日から許可する。

(注意事項)

- (1) 該当者は学校所定の用紙で届け出し、取得許可証が交付される。
- (2) 取得しても、在学中は自動車に乗らない。
- (3) 成績不振者は許可しない。

9 アルバイト許可

原則として、学期中及び長期休業中の生徒のアルバイトを禁止する。ただし、経済的理由でやむを得ずアルバイトを行う場合は、必ず本人および保護者が事前に「願い」を提出しなければならない。この場合の許可基準は、以下のとおりとする。

(1) 国からの奨学給付金の申請が受理されている。

(2) 国からの就学支援金の申請が受理されている。

(注意事項)

(1) 単に小遣い稼ぎ、旅行の費用などは許可しない。

(2) 許可された生徒は「実施後報告書」を提出する。

(3) 成績不振者は許可しない。

(4) 選挙事務等公的なものについては、別途連絡する。

VI その他の規定

1 校内の整頓美化に努める。

2 公共物は大切に取り扱い、破損したときは直ちに関係職員に届け出ること。

3 貴重品の取り扱いには各自よく注意し、不必要的金銭は所持しない。

4 自転車で通学しようとする者は、願い出て許可証の交付を受けること。自転車は校内指定の場所に整頓しておき、その際は必ず施錠すること。

5 許可なく校内で団体の組織、集会の開催、文書の発行掲示、金品の募集、署名運動、校外団体の主催するものの入場券又はそれに類するものの斡旋、販売等をしない。

VII 服装

服装は常に清潔にし、いたずらに流行を追いかけて華美に流れ、新奇なものを求めることなく高校生としての品位を保つように心掛ける。

1 制服

★正装

男女共スーツ、ネクタイ、リボン

長袖シャツ・長袖ブラウス（校章マークあり）、ベルト 黒又は茶系統

半袖シャツ、半袖オーバーブラウス、ポロシャツ（夏用正装）

★オプション

夏スラックス、夏スカート、長袖オーバーブラウス（夏用）、ポロシャツ（白、紺）

ニットベスト、セーター、クロップドパンツ

(1) 通年合服とし、更衣の時期は定めない。

(2) ブレザーを着用する場合は、ネクタイ又はリボンを常時着用する。

(3) 式典等は、正装とする。（下記参照）

〈入学式・卒業式・始業式・終業式〉正装

スーツ（上・下）、ネクタイ、リボン、長袖シャツ、長袖ブラウス

ただし、1学期終業式、2学期始業式は夏用正装として、下記のものを着用しても良い。

半袖シャツ、半袖（長袖）オーバーブラウス、ポロシャツ（白・紺）※ネクタイ・リボン着用無し

2 注意事項

- (1) スーツ・Yシャツの腕まくりは禁止（ただし、長袖Yシャツは校内に限り可）
- (2) ネクタイピンは、学校指定のものをつける。
- (3) スカート丈は、膝が隠れる長さとする。（折らない）
- (4) セーターは体型に合ったものを購入し、スーツから出ないように着用する。
- (5) 長袖シャツ、ブラウスのみの着用は許可するが、シャツ出し等の違反が多い場合は不許可とする。
- (6) Yシャツ、ブラウス、ポロシャツ下のシャツは透けない色（白、ベージュなど）とし、「色・柄・文字入り」は禁止とする。ただし、ネクタイ・リボンを付け、ブレザーを着用する場合に限り黒、紺の肌着も可とする。また、襟から下のシャツが見えないようにする。

【制服着用の例】

夏服型

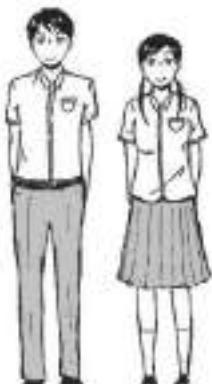
セーター型

スーツ着用型

正装の例



※男子半袖シャツ、ポロシャツ
女子半袖（長袖）オーバーブラウス
ボロシャツ



※セーターの下は半袖シャツも可能
(オーバーブラウス)



※スーツの下は半袖シャツも可能
(オーバーブラウス)

ベスト+半袖シャツ型
(オーバーブラウス)



ベスト+長袖シャツ型



3 靴下

ソックスの色は白、黒、紺（くるぶしが完全に隠れる長さであり、膝下までの長さとする。）ワンポイントを可とするが、極端に大きなロゴやマーク、ラインが入っているものは不可とする。
ストッキングは、黒又は肌色とする。

4 靴

- (1) 通学用の靴は革靴（黒、ヒールは3cmまで）又は体育の授業で着用する靴とする。（派手な色や形は避ける。またハイカット、厚底、ブーツは不可とする）
また、盗難を防止するためにも、高価なもの、派手なものは学校に持つてこない、身に付けない。

- (2) 体育館シューズの使用は、体育館に限る。
- (3) 靴のかかとを踏まない。

5 頭髪

- (1) 常に清潔にし、パーマ・カール、染色、脱色は禁止。前髪は両目に掛からず、前髪の奥に眉毛が見える長さとする。
- (2) 肩に掛かる長い髪は、結ぶことが望ましい。
- (3) ゴム・ヘアピン・ヘアバンドの色は黒・紺・茶色（ただし、リボン・カチューシャ・シュシュ類は禁止）

6 カバン

- (1) 通学時のカバンの色は、教科書等が入る黒・紺・茶色の地味な色とする。
- (2) 手さげ・袋物は華美でないものとする。

7 校章

スーツ 左側下方の襟に付ける。

8 防寒具

- (1) セーターを着用するときは、学校指定のセーターを着用する。
- (2) マフラー等・手袋の着用を認める。（華美でないもの）

9 携帯電話・スマートフォン

- (1) 教員の指示がある場合の使用を除き、学校敷地内の使用を一切禁止する。（必ず電源を切り、カバンに入れて保管する）
※学校敷地は「駐輪場」や「各通用門内側付近」を含む。
- (2) 違反が確認された場合は「朝清掃及び反省文」指導とする。

10 その他

- (1) ネックレス・イヤリング・ピアス・指輪等は禁止。
- (2) 化粧・マニキュアは禁止。リップクリームは無色のみ可。
- (3) 雑誌・ゲーム機器等、学習関係以外のものを持参してきてはいけない。

11 本心得に規定していないものを使用するときは、異装許可を得ること。

- ※ 以上の規定は平成13年4月1日から施行する。
- ※ 平成20年4月1日から制服規定一部改正。
- ※ 平成24年4月1日から女子制服仕様及びネクタイ・リボンを一部変更改正。
- ※ 令和2年4月1日から制服、アルバイト、携帯電話等を一部変更改正。
- ※ 令和3年4月1日から靴下の長さ規定を変更改正。
- ※ 令和4年4月1日から制服にポロシャツを導入。
- ※ 令和5年4月1日から頭髪、靴下、靴、ブラウス着用、ネクタイ・リボンの着用、帰宅時間、許可申請についての校則規定を一部変更改正。